

徳島県病床機能再編支援事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的として、医療機関（病院又は診療所であつて療養病床（法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するものをいう。以下同じ。）の病床機能再編に対し、予算の範囲内で給付金を支給するものとし、その支給に関しては、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（令和6年10月8日医政発1008第2号、老発1008第1号及び保発1008第3号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記4「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金（医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じて給付金を支給するものをいう。以下同じ。）
- (2) 統合支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給するものをいう。以下同じ。）
- (3) 債務整理支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給するものをいう。以下同じ。）

(給付金の支給要件)

第3条 給付金の支給要件は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金にあつては、次のアからエまでに掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - ア 平成30年度病床機能報告（法第30条の13第1項に基づく報告をいう。以下同じ。）において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成すること。

- イ 医療機関における病床機能再編後の対象３区分の許可病床数が、平成３０年度病床機能報告における対象３区分として報告された稼働病床数の合計の９０パーセント以下であること。
 - ウ 経営困難等を踏まえた自己破産による廃院でないこと。
 - エ 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（法第３０条の１４第１項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び徳島県医療審議会（法第７２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の意見を踏まえ、県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- （２）統合支援給付金にあつては、次のアからカまでに掲げる要件をすべて満たすものであること。
- ア 平成３０年度病床機能報告において、平成３０年７月１日時点の病床機能について、対象３区分と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）であること。
 - イ 統合関係医療機関のうち、１以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。
 - ウ 統合後、統合関係医療機関のうち１以上の医療機関が運営されること。
 - エ 統合関係医療機関における統合後の対象３区分の許可病床数の合計が、平成３０年度病床機能報告における対象３区分として報告された稼働病床数の合計の１０パーセント以上減少すること。
 - オ 令和９年３月３１日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が統合計画に合意していること。
 - カ 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び徳島県医療審議会の意見を踏まえ、県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- （３）債務整理支援給付金にあつては、次のアからオまでに掲げる要件をすべて満たすものであること。
- ア 前号のアに規定する統合計画に参加し、統合後に存続している統合関係医療機関であつて、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）であること。
 - イ 統合関係医療機関のうち、１以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。
 - ウ 統合後、統合関係医療機関のうち１以上の医療機関が運営されること。
 - エ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
 - オ 国税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

（給付金の算定方法）

第４条 給付金の算定方法は次のとおりとする。

- （１）単独支援給付金にあつては、次のアからウにより算定する。

ア 平成３０年度病床機能報告において、対象３区分として報告された病床の稼働病

床数の合計から1日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じて得た数をいう。）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床あたり次の表に規定する額を乗じて得た額とする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床稼働率	減少1床あたりの単価
50パーセント未満	1, 140千円
50パーセント以上60パーセント未満	1, 368千円
60パーセント以上70パーセント未満	1, 596千円
70パーセント以上80パーセント未満	1, 824千円
80パーセント以上90パーセント未満	2, 052千円
90パーセント以上	2, 280千円

イ 1日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、1日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2, 280千円を乗じて得た額とする。

ウ ア及びイの算定にあたっては、回復期機能又は介護医療院へ転換する病床数、過去に徳島県病床機能再編支援補助金又は本給付金の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ融通した病床数は除くこと。

(2) 統合支援給付金にあつては、次のアからエにより算定する。

ア 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から1日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床あたり次の表に規定する額を乗じて得た額の合計とする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床稼働率	減少1床あたりの単価
50パーセント未満	1, 140千円
50パーセント以上60パーセント未満	1, 368千円
60パーセント以上70パーセント未満	1, 596千円
70パーセント以上80パーセント未満	1, 824千円
80パーセント以上90パーセント未満	2, 052千円
90パーセント以上	2, 280千円

イ 1日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、1日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2, 280千円を乗じて得た額とする。

ウ ア及びイの算定にあたっては、統合関係医療機関間の病床融通数及び回復期機能又は介護医療院へ転換する病床数は除くこと。

エ 「重点支援区域の申請について」（令和２年１月１０日医政地発０１１０第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、アからウにより算定された額に１．５を乗じて得た額とする。

オ 「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」（令和６年７月３１日医政発０７３１第１号厚生労働省医政局長通知）に基づくモデル推進区域として設定された区域内の統合関係病院等医療機関については、アからウにより算定された金額に１．５を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（３）債務整理支援給付金にあっては、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、承継医療機関が新たに受けた融資に対する利子の総額とする。ただし、融資期間は２０年、元本に対する利率は年０．５パーセントを上限として算定する。

２ 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（給付金の申請）

第５条 給付金の支給を受けようとする医療機関は、別表に掲げる書類を知事が定める日までに提出するものとする。なお、統合支援給付金にあっては、統合後も存続する統合関係医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定め、統合関係医療機関を代表して代表医療機関が申請を行うものとし、代表医療機関は給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

（給付金の支給）

第６条 給付金の支給については、次のとおりとする。

（１）単独支援給付金にあっては、地域医療構想調整会議の議論の内容及び徳島県医療審議会の意見を踏まえた上で、単独病床機能再編計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると県が認め、支給を承認した場合に当該医療機関に対して給付金を支給する。

（２）統合支援給付金及び債務整理支援給付金にあっては、地域医療構想調整会議の議論の内容及び徳島県医療審議会の意見を踏まえた上で、統合計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると県が認め、支給を承認した場合に代表医療機関又は承継医療機関に対して給付金を支給する。

（給付金の返還）

第７条 次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

（１）単独支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。

イ 給付金の支給を受けた日から令和９年３月３１日までの間に、申請者が同一の構

想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(2) 統合支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。

イ 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、統合関係医療機関が対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(3) 債務整理支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、申請者が同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

イ 給付金の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等を行ったことにより給付金の算定に変動が生じた場合。

ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(状況報告)

第8条 統合支援給付金又は債務整理支援給付金の支給を受けた医療機関は、統合又は利子支払の状況について、次の表に規定する書類により知事に報告するものとする。

給付金の種類	提出書類	提出期限
統合支援給付金	統合計画通りに統合が完了したことを証する書類の写し	統合が完了した日から30日が経過した日まで
債務整理支援給付金	当該年度内の利子支払に係る領収を証する書類の写し	毎年度3月31日

(書類の保管)

第9条 給付金の支給を受けた医療機関は、病床機能再編又は債務整理に関する書類及び給付金に関する書類を整理し、次に掲げる年度終了後5年間保管しなければならない。

(1) 単独支援給付金にあつては、給付金の支給を受けた年度。

(2) 統合支援給付金にあつては、統合が完了した年度。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、利子支払が完了した年度。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定めるも

のとする。

附 則

この要綱は、令和３年１２月１０日から施行し、令和３年度の給付金から適用する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第 5 条関係）

給付金の種類	申請書類	添付書類
単独支援給付金	単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第 1 号）	①単独病床機能再編計画 ②支給申請額算定シート（様式第 1－2 号） ③病床融通に関する概要（様式第 1－3 号） ※病床を融通する場合に限る ④平成 30 年度病床機能報告の写し ⑤病床数の変更を保健所等へ届け出たことを証する書類
統合支援給付金	統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第 2 号）	①統合計画 ②支給申請額算定シート総括表（様式第 2－2 号） ③支給申請額算定シート（様式第 2－3 号） ④平成 30 年度病床機能報告の写し ⑤病床数の変更を保健所等へ届け出たことを証する書類
債務整理支援給付金	債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第 3 号）	①統合計画 ②支給申請額算定シート（様式第 3－2 号） ③承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書、引継債務の明細書及び公認会計士等による意見聴取書 ④新たに受けた融資の貸付契約書の写し及び償還年次表 ⑤国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書